一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町宮床字寺沢山一六五五から一六五七まで、字別当沢山一六二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Hibiscus L.	CERES	Graff Breeding A／S Viborgvej 717 8471 Sabro, Denmark	第25305号 平成23年5月30日
〃	GRACES	〃	第25338号 平成23年5月30日
Hydrangea L.	リビエルブルー	中村克己　愛知県田原市小塩津町東瀬古10番地1	第24974号 平成23年5月23日
Miscanthus Anderss.	ミステリアスメイデン	Jack Weiskott　229 Fifthe Avenue Greenport NY 11944 USA	第22986号 平成23年5月27日

○経済産業省告示第百五十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月七日

経済産業大臣　海江田万里

三の9の⑷のニ中「ガンビア」の下に「、グルジア」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年七月七日から施行する。

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県いわき市平薄磯字南作三六二、三六三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年七月七日

経済産業大臣　海江田万里

番号	名称	住所	市町村長又は特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5089	株式会社テヅカ	福岡県古賀市谷山九百四十二番地一	平成二十三年四月二十八日から平成二十四年四月二十七日まで
5090	長野工業株式会社	長野県千曲市大字八幡三千二百九十七番地二	平成二十三年五月二十七日から平成二十四年五月二十六日まで
5091	株式会社日本建機リース	鹿児島県鹿児島市七ツ島一丁目一番十二号	平成二十三年六月二日から平成二十四年六月一日まで

○国土交通省告示第七百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業の事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年七月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年七月八日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県八街市八街は一〇二番地　独立行政法人都市再生機構酒々井南部現地事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第七百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年七月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年七月八日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　滋賀県大津市本堅田五丁目二十三番二十三号　独立行政法人都市再生機構西日本支社滋賀開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第七百三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、今治広域都市計画事業今治新都市第一地区土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年七月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年七月八日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　愛媛県今治市共栄町二丁目二番一号　独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時二十五分まで

○国土交通省告示第七百三十一号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年七月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一の1（一般会計）の表の目の欄中「地域再生基盤強化交付金（港整備交付金を除く。）」の次に「公営住宅整備費等補助」及び「住宅施設災害復旧事業費補助」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。